

# 子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正

## ○主な改正内容

### ①法律名の変更

(現行) 子どもの貧困対策の推進に関する法律

(改正) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

… 「こども大綱」において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことによるもの。

### ②目的や基本理念の充実

・「目的」に、「貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため」こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを明記

・「基本理念」に、こどもの貧困の解消に向けた対策は、「こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」こと及び「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」ことを明記

… 「こども大綱」を踏まえ、「目的」及び「基本理念」において、解消すべき「こどもの貧困」を具体化したもの。

## 京都府子どもの貧困対策推進計画の改定

根拠法：子どもの貧困対策の推進に関する法律

指 針：子供の貧困対策の推進に関する大綱



第2次京都府子どもの  
貧困対策推進計画

(令和2年度～令和6年度)



根拠法：こども基本法、  
こどもの貧困の解消に向けた対策の  
推進に関する法律

指 針：こども大綱  
子供の貧困対策の推進に関する大綱



第3次京都府子どもの  
貧困対策推進計画(仮)

(令和7年度～令和11年度)

※本計画の改定に当たり、こども基本法第9条に規定されている事項を含むことで、同法に基づく「こども計画」に位置付けることができる。

(自治体こども計画策定支援事業実施要領別記第1の留意点ア)

# 京都府子どもへの貧困対策推進計画の改定

## (参考①) こども基本法 第9条

### 【第1項】

政府はこども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

### 【第2項】

こども大綱は、①こども施策に関する基本的な方針、②こども施策に関する重要事項、③その他こども施策を推進するために必要な事項 について定めるものとする。

### 【第3項】

こども大綱は、少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策、子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項を含むものでなければならない。  
(→ こどもの貧困対策の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条第2項各号)

# 京都府子どもへの貧困対策推進計画の改定

## (参考②) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条第2項

大綱は、次に掲げる事項について、定めるものとする。

- ① こどもの貧困の解消に向けた対策に関する基本的な方針
- ② こどもの貧困率、ひとり親世帯の貧困率、ひとり親世帯の養育費受給率、生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率等こどもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
- ③ 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他のこどもの貧困の解消に向けた対策に関する事項
- ④ こどもの貧困に関する調査及び研究に関する事項
- ⑤ こどもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価並びに当該施策の効果を評価するために必要な指標の調査及び研究その他のこどもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の推進体制に関する事項

# 京都府子どもの貧困対策推進計画の改定

## (参考③) こども大綱（抜粋）

こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を1つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものである。

### 【子供の貧困対策の推進に関する大綱に係る課題認識】

令和元年11月に閣議決定された子供の貧困対策の推進に関する大綱については、現場には今なお支援を必要とするこどもや家族が多く存在し、その状況は依然として厳しいこと、特に、教育と福祉の連携促進やこども施策と若者施策の融合等、貧困の状態にあるこどもや家庭に支援を届ける上での民間団体を含む幅広い主体間の連携体制について改善を求める声が多く、更なる施策の充実が必要である。また、教育分野を中心に多くの指標が改善傾向にあるが更なる改善が求められる。